

## <水力発電施設周辺地域交付金相当部分>

### ●交付対象者

運転開始後15年以上経過している水力発電施設が所在し、その評価出力の合計が1,000kW以上で、かつ基準発電電力量の合計が500万kWh以上の水力発電所がある市町村へ、都道府県を通じて交付されます。

(※対象水力発電施設に係る貯水池・調整池、ダム、特定区間(減水区間)を含みます。)

### ●交付期間

運転開始後15年経過以降～7年間。ただし、当該期間中に水力発電施設周辺市町村が、電気事業者等の行う発電に利用される水資源に関する調査・開発に協力した場合は、最大40年の交付を受けることが可能です。

### ●交付限度額

当該市町村に存する水力発電施設等に応じて、算出した算定発電電力量(交付申請年度の11年前の会計年度から2年前の会計年度までの年間平均発電電力量を該当水力発電施設等に係る該当市町村数で除した発電電力量)にkWh当たり5.9銭(揚水2.95銭)を乗じた額により算定された金額に以下の順序により調整を行った額。

- ① 算定された交付限度額が平成22年度交付限度額を上回る場合、上回る部分について、その金額に1/10を乗じた額を平成22年度交付限度額に加算した額を交付限度額とする。
- ② 算定された交付限度額が1億円を上回る場合、1億円を上回る部分について、その金額に1/2を乗じた額を1億円に加算した額を交付限度額とする。
- ③ 算定された交付限度額が平成22年度交付限度額の2/3を下回る場合、平成22年度交付限度額の2/3を交付限度額とする。

なお、最低保証額＝440万円、最高限度額なしとなっています。